

契約約款 (印刷請負)

(原稿の引渡し等)

第1条 発注者 (以下「甲」という。) は、契約締結後 10 日以内に頭書の件名の原稿を甲の指定する場所において受注者 (以下「乙」という。) に引き渡すものとする。

2 乙は、甲から前項の原稿を受領した場合、速やかに初校の印刷を完了し、甲の校正を受けるものとする。

(受領検査等)

第2条 甲は、印刷物の納入があったときは直ちに乙の指定する者の立合いのもとにこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は直ちに不良品を修補し、又は、これに代えて新たに印刷をし、改めて甲の検査を受けるものとする。

3 印刷物の所有権は、前2項の検査に合格したときに甲に移転するものとする。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合においては、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに規定する甲の承諾を得ようとする場合は、あらかじめ甲の指定する書面 (第1号様式) による申請を行い、承諾を得なければならない。

3 甲は、前項の規定による申請が提出された場合は、速やかに審査を行い、書面 (第2号様式) により結果の通知をしなければならない。

(著作権の譲渡等)

第3条の2 乙は、印刷物が著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下本条において「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の納入時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、印刷物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、印刷物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、印刷物が著作物に該当しない場合には、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、印刷物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該印刷物を使用又は複製し、また、当該印刷物の内容を公表することができる。

5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が印刷物の作成に当たって開発したプログラム (著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。) 及びデータベース (著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。) について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、前条第1項ただし書の規定により第三者に譲渡し、又は継承させる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(契約不適合責任)

第4条 甲は、納入された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、乙に対して、印刷物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第5条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない印刷物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不

適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の支払い)

第6条 甲は、印刷物の受領検査を完了し、完納されたことを確認した後、乙の適法な請求書を受領したときは、30日以内に乙に契約金額を支払うものとする。

(危険負担)

第7条 受領検査完了前に生じた印刷物の滅失、き損、変質、その他一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

(遅延損害金)

第8条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限までに印刷物を完納することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第6条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全部が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員または

使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(解除等)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は納入期限までに印刷物を完納できる見込みがないと認められるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、下記に掲げる特記事項を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

特記事項（個人情報の保護）

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の取り扱い及び報告）

第3条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従うほか、甲の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、当該契約による業務を処理する従業者に対して、前項の規定を遵守するための教育を行わなければならない。

3 乙は、個人情報の取扱状況等について、書面（第3号様式）により契約締結から14日以内に報告しなければならない。

（再委託等の禁止等）

第4条 乙は、個人情報の取り扱い業務の全部又は一部を他人へ請負、又は委任（以下「再委託等」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定による再委託等の承諾を得ようとする場合については、その選定において、乙が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる相手方を選定しなければならない。またその契約締結において、この契約に準じる個人情報に対する安全管理措置を規定に盛り込まなければならない。

3 乙は、再委託等の相手方（以下「丙」という。）に対して、個人情報に係る契約内容の遵守状況について、管理監督を徹底し、その取扱状況について書面（第3号様式）により報告を受けなければならない。また、その監督状況について、当該契約締結から1か月以内に書面（第4号様式）により甲に報告しなければならない。

4 丙が受託した業務について、更に再委託等をしようとする場合には、乙を通じて甲に書面（第1号様式）による承諾申請を行い、甲の書面（第2号様式）による承諾を受けなければならない。これ以降の再委託等をしようとする場合においても同様とする。

（第三者への提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（第三者からの回収）

第6条 乙が、個人情報が記録された資料等について、第4条又は第5条の規定に基づき提供した場合、乙は、甲の指示により、丙又は当該第三者から回収するものとする。

（収集等）

第7条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

（取扱要領等の作成）

第8条 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が作成する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（個人情報の保管）

第9条 乙は、当該契約による業務を処理するため、第7条において収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報（以下第10条、第11条及び第15条において「使用する個人情報」という。）を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

（目的以外の使用禁止）

第10条 乙は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（作業場所）

第12条 乙は、あらかじめ甲が指定した作業場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

（返還義務）

第13条 乙は、当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（廃棄等）

第14条 乙は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後速やかに、溶解、物理的な破壊等の手段を用いて、復元できないよう確実に廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に報告しなければならない。

（事故報告義務及びその責任）

第15条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙の責めに帰すべき理由により、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じたときは、乙が一切の責任を負うものとする。

(検査)

第16条 甲は、乙が業務の執行に当たり、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則年1回、また必要と認める場合随時に、実地の検査をすることができる。

2 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第17条 甲は、乙の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適當と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第18条 甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために乙又は丙（本特記事項第4条第4項の規定により再委託等を行った相手方を含む。以下、「丙等」という。）が取り扱う個人情報について、乙又は丙等の責に帰すべき理由による漏えい、き損、滅失及び改ざん等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。